

蕨市奨学金条例及び蕨市文化活動事業資金条例の一部を改正する条例

(蕨市奨学金条例の一部改正)

第 1 条 蕨市奨学金条例（昭和 40 年蕨市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「寄付した」を「寄附した」に改める。

第 2 条中「次に掲げる寄付金をもって」を「奨学金の貸与に要する経費の財源に充てるため、」に改め、同条各号を削る。

第 4 条を削り、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(基金の積立て)

第 3 条 基金として積み立てる額は、寄附金及び次に掲げるものの合計額で、予算において定める額とする。

- (1) 第 13 条の規定により返還された奨学金
- (2) 基金の運用から生ずる収益金
- (3) 市の資金

第 6 条第 1 号中「10,000 円」を「12,000 円」に改め、同条第 2 号中「12,000 円」を「15,000 円」に改め、同条第 3 号中「20,000 円」を「24,000 円」に改める。

第 16 条を第 17 条とし、第 15 条の次に次の 1 条を加える。

(処分)

第 16 条 基金は、奨学金の貸与に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(蕨市文化活動事業資金条例の一部改正)

第 2 条 蕨市文化活動事業資金条例（昭和 55 年蕨市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「寄付した」を「寄附した」に改める。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

前条の規定による表彰又は援助に要する経費の財源に充てるため、寄附金をもって、蕨市文化活動事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

第4条の3中「その」の次に「全部又は」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（蕨市奨学金条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の蕨市奨学金条例第3条第1号の規定は、施行日以後に貸与する奨学金に係る返還金について適用する。

3 第1条の規定による改正後の蕨市奨学金条例第6条の規定は、施行日以後に貸与する奨学金について適用し、施行日前に貸与した奨学金については、なお従前の例による。

令和7年2月17日提出

蕨 市 長 頼 高 英 雄